

入札説明書

令和8年3月12日
新潟県立月ヶ岡特別支援学校

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
月ヶ岡特別支援学校見附分校給食業務委託
- (2) 調達案件の仕様等
仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
新潟県立月ヶ岡特別支援学校見附分校（新潟県見附市本所 1-20-6）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 3(1)に定めるところにより、「入札参加申請書兼資格確認書」を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、確認を受けている者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 見附市近隣に事業所を有し、搬送及び緊急時対応等に関し利便性を有していること。

3 入札者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、「入札参加申請書兼資格確認書」を令和8年3月23日（月）までの各日（土・日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時の間に、7の場所に持参又は郵送で提出し、確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、3(1)の提出書類について、入札執行日の前日までの間において、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 審査結果
提出書類に基づき審査を行い入札参加の可否を決定する。
審査結果については、令和8年3月23日（月）までに「入札参加申請書兼資格確認書」を提出した者に電話又は電子メールにより通知する。

4 入札に関する事項

(1) 入札執行の日時及び場所

- ア 入札日時 令和8年3月30日(月) 午前11時
- イ 入札場所 新潟県立月ヶ岡特別支援学校 食堂 (新潟県三条市月岡4935)

(2) 入札手続等

ア 入札方法

(ア) 4(1)の入札日時及び場所に参加し、入札書(様式2)を提出すること。

入札書は封筒に入れて密封し、かつ、表面に氏名、1(1)の調達案件の名称及び4(1)の入札日時を朱書きすること。

なお、代理人が入札に参加する場合は、入札開始時刻までに委任状(様式3)を提出の上、代理権について確認を受けること。その場合、入札書には代理人の氏名を記入し、委任状の使用印と同じ印鑑を押印すること。

また、入札に参加する際、再入札に使用する印鑑を持参すること。

(イ) 4(1)の入札日時及び場所に参加できない場合は、入札書を配達証明付の書留郵便で7の場所に提出することができる。その場合、入札者本人が作成した入札書を入札保証金とともに表面に4(2)ア(ア)と同様の朱書きをした封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」の朱書きをし、令和8年3月27日(金)の午後5時までに到着するよう郵送すること。

イ 入札書の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金

入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。入札保証金は、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第41条に定めるところにより、現金(金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手を含む。)により入札の際に持参すること。ただし、規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 再入札等

ア 初回の入札において落札者がいないときは、1回に限り再入札を行うものとする。

イ 書留郵便により入札を行った者及び初回の入札において4(6)の各号に該当する無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

ウ 再入札においても落札者がいないときは、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

(6) 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

イ 委任状の提出がない等、代理権の確認を受けない代理人が行った入札

ウ 入札参加申請書兼資格確認書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

エ 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札

オ 同一の入札者が 2 以上の入札を行ったときは、その全部の入札

カ 脅迫その他不正の行為によって行った入札

キ 入札書を郵送する場合において、書留郵便以外によって行った入札又は期限までに到着しなかった入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

5 契約に関する事項

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とする。ただし、規則第 44 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は免除する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約書及び契約条項

「学校給食業務委託契約書（案）」による。

(4) 契約の停止に関する事項

令和 7 年度新潟県一般会計予算が議決されなかった場合は、契約手を停止することがある。

6 暴力団等の排除

(1) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行にあたり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。詳細は県のホームページ（下記アドレス）による。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenminseikatsu/1353967278060.html>

7 問い合わせ先

〒955-0803 新潟県三条市月岡 4935

新潟県立月ヶ岡特別支援学校 事務室

電話番号 0256-32-5963

電子メール ngt591220@pref.niigata.lg.jp

(※電子メールで問い合わせの際は件名を「給食業務委託入札について」とすること。)